協同労働の協同組合法の速やかな制定を求める意見書

現在、日本社会においては、急速な少子高齢化により、年金・医療・福祉などの社会保障制度をはじめ、労働環境においても長時間労働、雇用不安、ニート、フリーター等の増加により、新たな社会問題が顕在化しており、企業で正規に雇用されない若者や退職した高齢者が集まり、働きやすい職場を自分たちでつくる新しい働き方や、地域の様々な課題に住民自身が取り組むための「組織」が求められています。

こうした中、ワーカーズコープ、ワーカーズコレクティブ、農村女性ワーカーズ、障害者団体など10万人以上が、「協同労働」という働き方で20年、30年という長い歴史の中で働いています。しかし、日本では、「協同労働の協同組合」に対する社会的認知や理解度が低く、法的根拠がないため、社会保険や雇用保険の適用を受けられず、不安定な活動とならざるを得ない状況にあります。

だれもが仕事を通じて、安心と豊かさを実感できるコミュニティを作るという働き方は、市民事業による市民主体のまちづくりを創造するものであり、様々な人が社会に参加する道を開くものと考えられます。

よって、江戸川区議会は、国会及び政府に対し、「協同労働の協同組合法」の速やかな制定を求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成 25 年 3 月 21 日

江戸川区議会議長 島 村 和 成

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣 総務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣 あて